

監査公表第3-2号

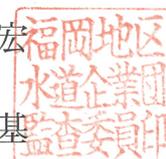
地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に対する措置
について通知を受けたので、同条同項の規定により公表する。

令和4年2月24日

福岡地区水道企業団

監査委員 鬼塚 昌宏

監査委員 小池 弘基



総 第 486 号
令和 4 年 2 月 14 日

福岡地区水道企業団

監査委員 鬼塚 昌宏 様

監査委員 小池 弘基 様

福岡地区水道企業団

企業長 中村 貴久



令和 3 年度定期監査結果に対する措置について（通知）

標記につきましては、令和 4 年 1 月 11 日付、監第 60 号の監査結果報告について、措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 財務課

(1) 指摘事項

使用料については、履行確認後、受注者からの請求により支払わなければならないが、請求が行われない場合は、受注者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、「令和 2 年度 西日本シティ銀行パソコンサービス使用料」について、後期（10～3 月）の支払が監査日（9 月 9 日・10 日）までなされていなかった。

今後は、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(2) 措置状況

再発防止のため、課のスケジュール表に当該使用料の事務処理予定を記載し、共有するとともに、財務課所管の契約について「定期支払確認簿」を作成し、執行管理を行うこととした。また、決算時には財務会計システムでの照合により最終確認を行うこととしている。

なお、当該使用料については、令和 3 年 9 月 14 日に請求書を受領し、9 月 30 日に支払を完了している。